

平成29年 2月臨時会

横 芝 光 町 議 会 会 議 録

平成29年 2月22日 開会

平成29年 2月22日 閉会

横 芝 光 町 議 会

平成29年2月横芝光町議会臨時会会議録目次

第 1 号 (2月22日)

議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	1
欠席議員	1
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	1
職務のため出席した者の職氏名	2
開会の宣告	3
開議の宣告	3
会議録署名議員の指名	3
会期決定の件	3
諸般の報告	3
議案第1号、報告第1号の上程、説明	6
議案第1号審議(質疑・討論・採決)	9
閉会の宣告	10
署名議員	11

2 月 臨 時 会

(第 1 号)

平成29年2月横芝光町議会臨時会

議事日程(第1号)

平成29年2月22日(水曜日)午前9時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期決定の件
日程第 3 諸般の報告
日程第 4 議案第1号、報告第1号について(町長提案理由説明)
日程第 5 議案第1号審議(質疑・討論・採決)
町道I-9号線道路改良工事請負変更契約の締結について
-

本日の会議に付した事件

議事に同じ

出席議員(15名)

1番	秋 鹿 幹 夫 君	3番	宮 菌 博 香 君
4番	山 崎 義 貞 君	5番	庄 内 賢 一 君
6番	鈴 木 和 彦 君	7番	齋 藤 順 一 君
8番	森 川 忠 君	9番	川 島 仁 君
10番	川 島 富 士 子 君	11番	鈴 木 克 征 君
12番	野 村 和 好 君	13番	山 崎 貞 一 君
14番	鈴 木 唯 夫 君	15番	八 角 健 一 君
16番	川 島 勝 美 君		

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長 佐 藤 晴 彦 君 総 務 課 長 市 原 成 一 君

企画財政課長	大木良夫君	都市建設課長	堀越健一君
食肉センター長	熱田雅之君	教育長	齋藤明君

職務のため出席した者の職氏名

局	長	郡	司	民	夫	書	記	椎	名	晴	美
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

◎開会の宣告

○議長（鈴木唯夫君） おはようございます。

これより平成29年2月横芝光町議会臨時会を開会します。

（午前 8時59分）

◎開議の宣告

○議長（鈴木唯夫君） 本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

○議長（鈴木唯夫君） これより日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第126条の規定により、

5番議員 庄内賢一 議員

11番議員 鈴木克征 議員

を指名します。

◎会期決定の件

○議長（鈴木唯夫君） 日程第2、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木唯夫君） 異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は本日1日と決定しました。

◎諸般の報告

○議長（鈴木唯夫君） 日程第3、諸般の報告を行います。

最初に、議長の出席要求に対する出席者については、お手元に配付の印刷物により、ご了承願います。

次に、本日、町長から議案の送付があり、これを受理したので報告します。

次に、一部事務組合議会の報告を行います。

初めに、2月10日に開催された千葉県後期高齢者医療広域連合議会定例会について。

川島富士子議員。

〔10番議員 川島富士子君登壇〕

○10番（川島富士子君） 皆様、おはようございます。

去る2月10日に開催されました平成29年第1回千葉県後期高齢者医療広域連合議会定例会の概要を報告させていただきます。

本定例会に提案された案件は、議案8件であります。

議案第1号は、千葉県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、地方公務員が働きながら育児や介護をしやすい環境整備を行うため、条例の一部を改正するものであります。

議案第2号は、千葉県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、千葉県人事委員会勧告等の内容を踏まえ、条例の一部を改正するものであります。

議案第3号は、千葉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、保険料軽減措置の規定を改正するため、必要な措置を講じるものであります。

議案第4号は、千葉県後期高齢者医療広域連合第三次広域計画の策定についてでありまして、広域連合が行う事務を関係市町村と連絡調整を図りながら処理する事項について定めるものであります。

議案第5号は、平成28年度千葉県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）でありまして、予算の総額から歳入歳出それぞれ877万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を20億7,660万2,000円とするものであります。

議案第6号は、平成28年度千葉県後期高齢者医療広域連合特別会計補正予算（第2号）についてでありまして、予算の総額に歳入歳出それぞれ1億1,722万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を5,598億4,193万9,000円とするものであります。

議案第7号は、平成29年度千葉県後期高齢者医療広域連合一般会計予算についてでありまして、予算の総額を歳入歳出それぞれ21億417万1,000円とするものであります。

議案第8号は、平成29年度千葉県後期高齢者医療広域連合特別会計予算についてでありまして、予算の総額を歳入歳出それぞれ5,824億6,847万4,000円とするものであります。

提案されました8議案は、全て原案のとおり可決されました。

以上、平成29年第1回千葉県後期高齢者医療広域連合議会定例会の概要報告とさせていただきます。

〔10番議員 川島富士子君降壇〕

○議長（鈴木唯夫君） 次に、2月16日に開催された匝瑳市ほか二町環境衛生組合議会定例会について。

山崎貞一議員。

〔13番議員 山崎貞一君登壇〕

○13番（山崎貞一君） 去る2月16日に開催されました匝瑳市ほか二町環境衛生組合議会平成29年3月定例会の概要を報告いたします。

本定例会に上程された案件は、4議案であります。

議案第1号は、平成28年度匝瑳市ほか二町環境衛生組合一般会計補正予算（第2号）についてであります。

本案は、予算の総額に歳入歳出それぞれ1,034万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億6,875万4,000円とするものであります。

議案第2号は、平成29年度匝瑳市ほか二町環境衛生組合一般会計予算についてであります。

本案は、予算の総額を歳入歳出それぞれ5億6,546万2,000円と定めるものであります。

議案第3号は、平成29年度匝瑳市ほか二町環境衛生組合一般会計予算に係る負担金の市町別分賦についてであります。

当町の負担金は6,685万2,000円で、その内訳は火葬場事業費800万3,000円、清掃事業費5,884万9,000円であります。

議案第4号は、匝瑳市ほか二町環境衛生組合暴力団排除条例の制定についてであります。

本案は、暴力団の排除に関し、必要な事項を定めるため提案されたものであります。

上程されました4議案は、いずれも原案どおり可決されました。

以上、匝瑳市ほか二町環境衛生組合議会平成29年3月定例会の概要報告とさせていただきます。

〔13番議員 山崎貞一君降壇〕

○議長（鈴木唯夫君） 次に、2月8日に開催された山武郡市広域行政組合議会定例会、2月10日に開催された八咫水道企業団議会定例会については、お手元の配付の資料をもって報告とします。

以上で諸般の報告を終わります。

◎議案第1号、報告第1号の上程、説明

○議長（鈴木唯夫君） 日程第4、議案第1号、報告第1号を一括議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 佐藤晴彦君登壇〕

○町長（佐藤晴彦君） おはようございます。

早速、提案理由説明をさせていただきます。

本日、ここに、平成29年2月横芝光町議会臨時会をお願い申し上げましたところ、議員各位には、時節柄ご多用の折にもかかわらずご参集いただき、まことにありがとうございます。

また、平素より、町の各種事業の推進に当たり、格別なるご高配とご協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

それでは、本臨時会に提案いたしました議案の提案理由について、ご説明申し上げます。

お手元の平成29年2月横芝光町議会臨時会提案理由説明書をごらんください。

議案第1号 町道I-9号線道路改良工事請負変更契約の締結についてであります。既契約の路床安定処理工、道路附属施設工及び信号機設置工に変更が生じたので、変更契約を締結するため地方自治法の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

報告第1号 専決処分の報告について（和解及び損害賠償額の決定）でございますが、昨年7月に東陽食肉センターで発生した小動物枝肉計量器のふぐあいによる枝肉金額の低下に関し、損害賠償額40万569円を支払うことにより相手方と和解することについて、地方自治法の規定により専決処分したので報告するものでございます。

以上、提案いたしました案件につきまして、提案理由をご説明申し上げましたが、詳細につきましては、担当課長から説明をさせますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

〔町長 佐藤晴彦君降壇〕

○議長（鈴木唯夫君） 次に、担当課長の説明を求めます。

議案第1号について、都市建設課長。

〔都市建設課長 堀越健一君登壇〕

○都市建設課長（堀越健一君） それでは、私から議案第1号の詳細につきまして、ご説明申

上げます。

議案第1号 町道I-9号線道路改良工事請負変更契約の締結について。

町道I-9号線道路改良工事について、下記のとおり請負変更契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求める。

工事の表示。名称、町道I-9号線道路改良工事。場所、横芝光町横芝地先。

請負代金。変更前、6,123万6,000円。変更後、6,002万6,400円。

契約の相手方。千葉県山武郡横芝光町栗山3195番地1、古谷建設株式会社、代表取締役、古谷務。

平成29年2月22日提出。横芝光町長、佐藤晴彦。

それでは、詳細につきまして、黄色の資料をもちまして説明させていただきます。

変更理由といたしましては、町長から提案理由説明で申し上げましたとおり、主なものは路床改良処理の面積の減少、道路附属物——道路照明でございますが、この移設の取りやめ、及び信号機の基礎形態の変更によるものでございます。

それでは、黄色のつづりの1ページ目、平面図をちょっとごらんいただきたいと思います。

1ページ目の平面図の薄い赤色と濃い赤色に着色した部分が、今回の工事エリアでございます。そのうち、濃い赤色で着色した部分が、今回、路床安定処理を変更する区域となります。

裏側の2ページをごらんください。

路床安定処理では、設計段階でのCBR調査の結果に基づきまして、現道部分を含めて車道部全体をセメント系の材料で安定処理することを予定しておりました。上段の変更前で、赤く着色した部分が、路床安定処理を予定しておりました部分でございます。しかしながら、施工段階に、詳細に現場のCBR調査を行った結果、現道部分の路床は安定処理の必要がないということが判明しましたことから、下段の変更の断面図で見いただきます右側の部分が白くなっておりますが、こちらの路床安定処理を取りやめるというものでございます。

1ページに戻っていただきまして、平面図の中央部、交差点の左下の赤い引き出し線で表示した場所、横芝小学校のプールの角になりますが、既存で道路照明がございまして、これを当初設計では移設して使用することを予定しておりました。しかしながら、現地におきまして、交差点の巻き込みの位置出しをした結果、現在の場所から移設をしなくても本来の機能を果たせるということが確認できましたので、この移設を取りやめるべく変更するものでございます。

続きまして、平面図の交差点の右上、赤い色の引き出し線で書いてございます信号機基礎変更につきましては、当初設計では両総用水山武東部支線用水路のパイプライン上に基礎が位置し、標準型の支柱を打ち込めないため、コンクリート巻き立ての基礎を立てる予定をしておりましたが、現地で県警本部交通規制課と立ち会いまして位置出しをした結果、支柱位置がパイプライン上から離れた場所で決定しましたので、標準型の支柱を使用することに変更したものでございます。

以上3点の主な事由により、120万9,600円を減額して変更契約をしたく提案したものでございます。

慎重審議の上、可決、ご承認くださいますよう、お願い申し上げます。

〔都市建設課長 堀越健一君降壇〕

○議長（鈴木唯夫君） 次に、報告第1号について、食肉センター所長。

〔食肉センター所長 熱田雅之君登壇〕

○食肉センター所長（熱田雅之君） それでは、報告第1号 専決処分の報告について、説明をさせていただきます。

ピンクの議案資料の3ページをごらんください。

本件は、地方自治法第180条第1項の規定により、議会の委任により専決処分できる事項として指定されている100万円以下の和解案件でありましたので、専決処分とし報告するものでございます。

5ページは専決処分書となり、7ページが決定内容でございます。

それでは、内容の説明をさせていただきます。

本件は、平成28年7月19、20日に、東陽食肉センターに設置している小動物枝肉計量器のふぐあいによりまして、枝肉の重量が軽く軽量され、枝肉の金額低下を招き損害を与えたことから、利用者へ補償対応について町顧問弁護士と協議を行いましたところ、国家賠償法第2条、「道路、河川その他の公の営造物の設置又は管理に瑕疵があったために他人に損害を生じたときは、国または公共団体は、これを賠償する責に任ずる。」、並びに民法第415条、「債務者がその債務の本旨に従った履行をしないときは、債権者は、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。債務者の責めに帰すべき事由によって履行をすることができなくなったときも、同様とする。」に当たると判断をいただいたことから、利用者と和解し、損害賠償額40万569円に決定したものでございます。

なお、損害賠償の相手方につきましては記載のとおりでございますが、センター内には枝

肉搬送用のレーンが内回り、外回りという2レーンございまして、ふぐあいが発生したばかりを利用した業者は記載している1社でございました。

現在、業者によりまして点検を行いました結果、ロードセルという部品の交換によりふぐあいは発生してはございません。また、センターの枝肉ばかりは計量法による検査の対象とはならないはかりであると、国家資格を持ちます計量士及び千葉県計量検定士より確認をいただいておりますが、センターでは毎年1回、専門業者に委託をしまして、計量器具一式の検査を実施しているところでございます。

以上、報告をいたします。よろしくお願いいたします。

〔食肉センター所長 熱田雅之君降壇〕

○議長（鈴木唯夫君） 以上で執行部からの提案理由説明を終わります。

なお、報告第1号 専決処分の報告（和解及び損害賠償額の決定）については、ただいま説明のとおりですので、ご了承願います。

◎議案第1号審議（質疑・討論・採決）

○議長（鈴木唯夫君） これより議案審議を行います。

日程第5、議案第1号 町道I-9号線道路改良工事請負変更契約の締結についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次、発言を許します。

山崎義貞議員。

○4番（山崎義貞君） この請負契約の変更の締結をするということなんですけれども、3点あるんですけれども、それぞれの金額はわかりますでしょうか。それぞれに出していただければと思いますけれども。

○議長（鈴木唯夫君） 都市建設課長。

○都市建設課長（堀越健一君） まず路床改良の部分で、これは場所を分けてCBR調査の結果に応じて分けてやっていますので2カ所になるんですが、まず1カ所目で請負契約として91万2,712円、もう1カ所のほうで35万7,704円、あと道路照明で11万9,856円、信号機の設置で26万6,359円と、総額では減額が165万6,631円になりますが、このほかに土工等で増減がございまして、差っ引きで先ほど申し上げた減額の120万という金額になります。

以上です。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（鈴木唯夫君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木唯夫君） 異議ないものと認め、これより議案第1号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木唯夫君） 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長（鈴木唯夫君） 以上で、本臨時会に付議された案件の全てを議了しました。

本日の会議を閉じます。

平成29年2月横芝光町議会臨時会を閉会します。

ご苦労さまでした。

（午前 9時23分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

横芝光町議会 議長 鈴木唯夫

議員 庄内賢一

議員 鈴木克征